

一 資金決済に関する法律施行令（平成二十二年政令第十九号）

改 正 案

目次

- 第一章～第三章 (略)  
第三章の二 暗号資産 (第二十条の二・第二十条の三)  
第四章・第五章 (略)  
第六章 指定紛争解決機関 (第二十四条～第二十七条)  
第七章 雜則 (第二十八条～第三十一条)  
附則

現 行

目次

- 第一章～第三章 (略)  
第三章の二 仮想通貨 (第二十条の二・第二十条の三)  
第四章・第五章 (略)  
第六章 指定紛争解決機関 (第二十四条～第二十六条)  
第七章 雜則 (第二十七条～第三十条)  
附則

(定義)

第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「暗号資産」、「暗号資産交換業」、「暗号資産交換業者」、「資金清算業」、「認定資金決済事業者協会」、「指定紛争解決機関」、「紛争解決等業務」、「信託会社等」又は「銀行等」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、暗号資産、暗号資産交換業、暗号資産交換業者、資金清算業、認定資金決済事業者協会、指定紛争解決機関、紛争解決等業務、信託会社等又は銀行等をいう。

(定義)

第一条 この政令において、「前払式支払手段発行者」、「資金移動業」、「資金移動業者」、「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」、「仮想通貨交換業者」、「認定資金決済事業者協会」、「信託会社等」、「銀行等」又は「紛争解決等業務」とは、それぞれ資金決済に関する法律（以下「法」という。）第二条に規定する前払式支払手段発行者、資金移動業、資金移動業者、仮想通貨、仮想通貨交換業者、仮想通貨交換業、認定資金決済事業者協会、信託会社等、銀行等又は紛争解決等業務をいう。

第三章の二 暗号資産

(暗号資産交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十一号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。

(暗号資産交換業者が電子公告により暗号資産交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え)

第二十条の三 (略)

(指定紛争解決機関について準用する銀行法の規定の読み替え)

第二十七条 法第一百一条第一項において指定紛争解決機関について銀行法の規定を準用する場合における同条第二項の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

第二条第二十二項	規 定	読み替える銀行法の 読み替えられる字句
銀行業務		読み替えられる字句
資金移動業（資金 決済に関する法律		読み替えられる字句

第三章の二 仮想通貨

(仮想通貨交換業の登録が取り消された法人の取締役等であつた者に準ずる者)

第二十条の二 法第六十三条の五第一項第十号ホに規定する政令で定める者は、法に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役又はこれらに準ずる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者とする。

(仮想通貨交換業者が電子公告により仮想通貨交換業の廃止等の公告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え)

第二十条の三 (略)

(新設)

(仮想通貨交換業者が電子公告により仮想通貨交換業の廃止等の公

告をする場合について準用する会社法の規定の読み替え)

第二十条の三 (略)

第二条第二十五項	第二条第二十三項	
銀行 の六十五第二項、 いう。第五十二条	銀行業務	(平成二十一年法 律第五十九号) 第二条第二項に規定する資金移動業を いう。次項において同じ。) 又は暗号資産交換業(同 条第七項に規定する暗号資産交換業)をいう。次項にお いて同じ。)

第三項 第五十二条の八十三	第五十九条第一号	第五十二条の六十七	第五十二条の六十六	第二項 第五十二条の六十五	第一項 第五十二条の六十五	
他の法律	銀行	他の法律	銀行を	この法律		
法律以外の法律	資金決済に関する 業者	資金移動業等関係	資金決済に関する 法律以外の法律	資金移動業等関係 業者を	資金決済に関する 法律	第五十二条の六十 七第三項及び第五 十二条の七十九第 一号において同じ 。)

(暗号資産交換業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十一条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、暗号資産交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外外国暗号資産交換業者である暗号資産交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項、第六十三条の十六、第六十三条の十七第一項及び第二項並びに第六十三条の十九（これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十  
八号）附則第二条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第三項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項に規定する場合を除く。）で暗号資産交換業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」とい

(仮想通貨交換業に関する財務局長等への権限の委任)

第三十条 法第百四条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち法第三章の二の規定による権限（第四項において「長官権限」という。）は、仮想通貨交換業者（法第六十三条の二の登録を受けようとする者を含む。）の本店（法第二条第九項に規定する外國仮想通貨交換業者である仮想通貨交換業者にあっては、国内における主たる営業所。以下この条において同じ。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第六十三条の十五第一項及び第二項、第六十三条の十六、第六十三条の十七第一項及び第二項並びに第六十三条の十九（これらの規定を情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十二号）附則第八条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第六十三条の十五第一項及び第二項（これらの規定を情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定により適用する場合を含む。）の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で仮想通貨交換業者の本店以外の営業所（以下この条において「支店」という。）に関するものについ

う。)に關するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことができる。

- 3 前項の規定により暗号資産交換業者の支店に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該暗号資産交換業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。
- 4・5 (略)

ては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長)も行うことできる。

- 3 前項の規定により仮想通貨交換業者の支店に対して検査等を行つた財務局長又は福岡財務支局長は、当該仮想通貨交換業者の本店又は当該支店以外の支店に対して検査等の必要を認めたときは、当該本店又は当該支店以外の支店に対し、検査等を行うことができる。
- 4・5 (略)

二 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第一条の二十三）</p> <p>第二章～第九章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券とみなされる合名会社又は合資会社の社員権）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、 次に掲げるものとする。</p> <p>一 その社員の全てが次のいずれかに該当する合名会社の社員権 イ・ロ （略）</p> <p>二 その無限責任社員の全てが次のいずれかに該当する合資会社の 社員権 イ・ロ （略）</p> <p>（出資対象事業に関与する場合）</p> <p>第一条の三の二 法第二条第二項第五号イに規定する政令で定める場 合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 出資対象事業（法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業 をいう。以下この条及び次条第四号において同じ。）に係る業務</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条—第一条の二十二）</p> <p>第二章～第九章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（有価証券とみなされる合名会社又は合資会社の社員権）</p> <p>第一条の二 法第二条第二項第三号に規定する政令で定めるものは、 次に掲げるものとする。</p> <p>一 その社員のすべてが次のいずれかに該当する合名会社の社員権 イ・ロ （略）</p> <p>二 その無限責任社員のすべてが次のいずれかに該当する合資会社 の社員権 イ・ロ （略）</p> <p>（出資対象事業に関与する場合）</p> <p>第一条の三の二 法第二条第二項第五号イに規定する政令で定める場 合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。</p> <p>一 出資対象事業（法第二条第二項第五号に規定する出資対象事業 をいう。以下この条及び次条第四号において同じ。）に係る業務</p>

執行が全ての出資者（同項第五号に規定する出資者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得て行われるものであること（全ての出資者の同意を要しない旨の合意がされている場合において、当該業務執行の決定について全ての出資者が同意をするか否かの意思を表示してその執行が行われるものであることを含む。）。

二 出資者の全てが次のいずれかに該当すること。

イ・ロ （略）

（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおそれが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の三第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定す

執行がすべての出資者（同項第五号に規定する出資者をいう。以下この条において同じ。）の同意を得て行われるものであること（すべての出資者の同意を要しない旨の合意がされている場合において、当該業務執行の決定についてすべての出資者が同意をするか否かの意思を表示してその執行が行われるものであることを含む。）。

二 出資者のすべてが次のいずれかに該当すること。

イ・ロ （略）

（取得勧誘において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合）

第一条の四 法第二条第三項第一号に規定する譲渡されるおが少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第二条の二第四項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券（法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で株券の性質を有するもの並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号。以下「優先出資法」という。）に規定する優先出資証券（この号及び次号を除き、以下「優先出資証券」という。）及び資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号。以下「資産流動化法」という。）に規定する優先出資証券並びに同項第十七号に掲げる有価証券でこれらの有価証券の性質を有するもの並びに投資信託及び投資法人に関する法律に規定す

る投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第二号イ、第一条の八の四第三号イ、第一条の七の四第一号の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ロ（略）

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。以下同じ。）に表示される場合（内閣府令で定める場合を除く。第一条の五の二第二項第一号ロ(1)及び第二号ロ(1)、第一条の七の四第一号ハ(1)、第一条の八の二第二号ロ(1)及び第二号ロ(1)並びに第十五条の十の六第一号において同じ。）当該財産的価値を適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に移転することができないようによる技術的措置がとられていること。

る投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券（以下「投資証券等」という。）を含む。次号イ、第一条の五の二第二項第二号イ、第一条の七第二号ロ(1)、第一条の七の四第二号イ、第一条の八の二第二号イ及び第一条の八の四第三号ロ(1)において同じ。）及び法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券で同項第六号に掲げる有価証券の性質を有するもの（以下この号、第一条の五の二第二項第一号、第一条の七第二号イ、第一条の七の四第一号、第一条の八の二第二号イ、第一条の八の四第三号イ、第一条の七の四第一号の二第二号イ及び第二条の六の二第二号イにおいて「株券等」という。）次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ・ロ（略）

ハ 当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家（法

第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（同項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の二第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第一条の七の三第七号及び第二条の四の二第一号において同じ。）が行われること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘（法第二条第三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。）又は組織再編成発行手続（法第二条の三第二項に規定する組織再編成発行手続をいう。第一条の七の三第七号及び第二条の四の二第一号において同じ。）が行われること。

二 新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれららの有価証券の性質を有するもの並びに新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券（以下「新投資口予約権証券等」という。）（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号口、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号口、第二条の四の二第二号口、第二条の六の二第二号口及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。）次に掲げる要件の全てに該当する場合

イヽニ (略)

二 新株予約権証券及び新株予約権、新優先出資引受権（資産流動化法に規定する新優先出資引受権をいう。以下同じ。）又は資産流動化法に規定する優先出資証券に転換する権利が付されている有価証券並びに法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちこれららの有価証券の性質を有するもの並びに新投資口予約権証券（投資信託及び投資法人に関する法律に規定する新投資口予約権証券をいう。以下同じ。）及び投資信託及び投資法人に関する法律に規定する外国投資証券で新投資口予約権証券に類する証券（以下「新投資口予約権証券等」という。）（法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券を除く。以下この号、第一条の五の二第二項第二号、第一条の七第二号口、第一条の七の四第二号、第一条の八の二第二号、第一条の八の四第三号口、第二条の四の二第二号口、第二条の六の二第二号口及び第二条の十二の三第五号において「新株予約権証券等」という。）次に掲げる全ての要件に該当する場合

イヽニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる要件の全

てに該当する場合

イヽハ  
(略)

(取得勧誘において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等)

第一条の五の二 (略)

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ  
(略)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合 当該財産的価値を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）以外の者に移転することができないようによる技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」といふ。）との間及び当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イヽハ  
(略)

(取得勧誘において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれが少ない場合等)

第一条の五の二 (略)

2 法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ  
(略)

ロ 当該株券等の発行者と当該株券等の取得勧誘に応じて当該株券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」といふ。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間ににおいて、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等（法第二条第三項第二号ロ(2)に規定する特定投資家等をいう。以下同じ。）以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

## 二 新株予約権証券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

（略）

口 | イ  
次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1)| 当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合  
当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができきないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2)| (1)に掲げる場合以外の場合 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の発行者と当該新株予約権証券等の取得勧誘に応じて当該新株予約権証券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

## 二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

（略）

口 | イ  
当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資

引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるとときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券。以下この号において同じ。）の発行者と当該新株予約権証券等の取得勧誘に応じて当該新株予約権証券等を取得しようとする者（以下この号において「取得者」という。）との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、取得勧誘が行われること。

三 (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一 (略)

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(3) (略)

(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)

第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 (四) (略)

三 (略)

(取得勧誘において少人数向け勧誘に該当する場合)

第一条の七 法第二条第三項第二号ハに規定する政令で定める場合は、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。

一 (略)

二 次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(3) (略)

(有価証券の売出しに該当しない有価証券の取引)

第一条の七の三 法第二条第四項及び第六項に規定する政令で定める有価証券の取引は、次の各号のいずれかに該当する取引とする。

一 (四) (略)

五 法第五十八条の二ただし書の規定により外国証券業者が金融商品取引業者等又は適格機関投資家に対して行う外国で既に発行された当該有価証券（第二条の十二の二に規定する有価証券を含み、売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち同項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手続（法第二条の三第三項に規定する組織再編成交付手續をいう。以下同じ。）のうち法第二条の三第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていないものに限る。次号及び第一条の八の四第四号において「譲渡制限のない海外発行証券」という。）の売付け

六 (略)

七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手続のうち法第二条の三第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手續のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下の号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買

八 (略)  
八 (略)

(売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

五 法第五十八条の二ただし書の規定により外国証券業者が金融商品取引業者等又は適格機関投資家に対して行う外国で既に発行された当該有価証券（第二条の十二の二に規定する有価証券を含み、売付け勧誘等（法第二条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。）のうち同項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手續（法第二条の二第三項に規定する組織再編成交付手續をいう。以下同じ。）のうち法第二条の二第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていないものに限る。次号及び第一条の八の四第四号において「譲渡制限のない海外発行証券」という。）の売付け

六 (略)

七 取得勧誘のうち法第二条第三項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、売付け勧誘等のうち同条第四項第二号イからハまでに掲げる場合に該当するもの、組織再編成発行手續のうち法第二条の二第四項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するもの又は組織再編成交付手續のうち同条第五項第二号イ若しくはロに掲げる場合に該当するものが行われていない有価証券（以下の号及び次号において「譲渡制限のない有価証券」という。）であつて、次に掲げる者以外の者が所有するものの売買

八 (略)  
八 (略)

(売付け勧誘等において適格機関投資家以外の者に譲渡されるおそ

れが少ない場合)

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれ  
が少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第  
二条の三第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号  
に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定  
める要件に該当すること。

(1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転  
することができる財産的価値に表示される場合 当該財産的  
価値を適格機関投資家以外の者に移転することができないよ  
うにする技術的措置がとられてること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該株券等を取得した者が当  
該株券等を適格機関投資家以外の者に譲渡を行わない旨を定  
めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、売  
付け勧誘等又は組織再編成交付手続が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ・ニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる要件の全  
てに該当する場合

イ・ハ (略)

れが少ない場合)

第一条の七の四 法第二条第四項第一号に規定する譲渡されるおそれ  
が少ないものとして政令で定める場合並びに同項第二号イ及び法第  
二条の二第五項第二号イに規定する政令で定める場合は、次の各号  
に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 株券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ・ロ (略)

ハ 当該株券等を取得した者が当該株券等を適格機関投資家以外  
の者に譲渡を行わない旨を定めた譲渡に係る契約を締結するこ  
とを取得の条件として、売付け勧誘等又は組織再編成交付手続  
が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当する場合

イ・ニ (略)

三 前二号に掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要  
件に該当する場合

イ・ハ (略)

(売付け勧誘等において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれ  
が少ない場合)

第一条の八の二 法第二条第四項第二号ロ(2)に規定する政令で定める  
場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定め  
る場合とする。

一 株券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ (略)

ロ 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定  
める要件に該当すること。

(1) 当該株券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転  
することができる財産的価値に表示される場合 当該財産的  
価値を特定投資家等以外の者に移転することができないよう  
にする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられて  
いること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該株券等の売付け勧誘等を行  
行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該株券等の買付けを行  
おうとする者（以下この号において「買付者」という。）と  
の間において、当該買付者が買い付けた当該株券等を特定投  
資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定め  
る事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条  
件として、売付け勧誘等が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ (略)

(売付け勧誘等において特定投資家等以外の者に譲渡されるおそれ  
が少ない場合)

第一条の八の二 法第二条第四項第二号ロ(2)に規定する政令で定める  
場合は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定め  
る場合とする。

一 株券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

ロ 当該株券等の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応  
じて当該株券等の買付けを行おうとする者（以下この号におい  
て「買付者」という。）との間において、当該買付者が買い付  
けた当該株券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨そ  
の他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結す  
ることを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

二 新株予約権証券等 次に掲げるすべての要件に該当する場合

イ (略)

口 次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める要件に該当すること。

(1) 当該新株予約権証券等に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合  
当該財産的価値を特定投資家等以外の者に移転することができないようにする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

(2) (1)に掲げる場合以外の場合 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離して新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券）の売付け勧誘等を行う者と当該買付者（以下この号において「買付者」という。）との間に  
おいて、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

### 三 (略)

（売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の八の四 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場

口 当該新株予約権証券等（当該新株予約権証券等が新優先出資引受権付特定社債券である場合であつて、特定社債券と分離し

て新優先出資引受権のみを譲渡することができるときは、当該特定社債券及びこれとともに発行される新優先出資引受権証券

。以下この号において同じ。）の売付け勧誘等を行う者と当該売付け勧誘等に応じて当該新株予約権証券等の買付けを行おうとする者（以下この号において「買付者」という。）との間に

おいて、当該買付者が買い付けた当該新株予約権証券等を特定投資家等以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを買付けの条件として、売付け勧誘等が行われること。

### 三 (略)

（売付け勧誘等において少人数向け勧誘に該当する場合）

第一条の八の四 法第二条第四項第二号ハに規定する政令で定める場

合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

一・二 (略)

三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)・(3) (略)

四 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ・ハ (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第一条の八の六 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第二十八条第八項第四号に掲げる取引を

合は、次に掲げる全ての要件に該当する場合とする。

一・二 (略)

三 前号に規定する有価証券以外の有価証券の売付け勧誘等を行う場合は、次のイからハまでに掲げる有価証券の区分に応じ、当該イからハまでに定める要件に該当すること。

イ 株券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(2) (略)

ロ 新株予約権証券等 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(4) (略)

ハ イ及びロに掲げる有価証券以外の有価証券 次に掲げる全ての要件に該当すること。

(1)・(3) (略)

四 譲渡制限のない海外発行証券の売付け勧誘等を行う場合は、次に掲げる全ての要件に該当すること。

イ・ハ (略)

(金融商品取引業から除かれるもの)

第一条の八の六 法第二条第八項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 法第二条第八項第四号に掲げる行為のうち、次のいずれかに該当する者を相手方として店頭デリバティブ取引（有価証券関連店頭デリバティブ取引（法第二十八条第八項第四号に掲げる取引を

いう。）及び暗号資産関連店頭デリバティブ取引（法第二百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連店頭デリバティブ取引をいう。第十六条の四第一項第一号ニにおいて同じ。）を除く。

以下この号において同じ。）を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。）を行ふ、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。）若しくは代理を行ふものに該当するもの並びに特定店頭デリバティブ取引（法第四十条の七第一項に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）若しくは代理を行う行為（前号に掲げるものに該当するもの並びに特定店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第四号に規定する特定店頭デリバティブ取引をいう。以下同じ。）並びにその媒介、取次ぎ及び代理を行ふ者がその店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行ふ者がその店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第四号に規定する店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）を除く。）

イ・ロ　（略）  
情報処理組織を使用して行うものに限る。）を除く。）

三　法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権を有する者（当該商品投資受益権が同項第二号に掲げる権利又は同項第三号に掲げる権利（同項第二号に掲げる権利に類するものに限る。）である場合にあつては、これらの権利に係る信託の受託者）から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人への出資（以下この号及び次項において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの（第一号に掲げるものに該当するも

いう。）を除く。以下この号において同じ。）を行い、又は当該者のために店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。以下この号において同じ。）若しくは代理を行う行為（前号に掲げるものに該当するもの並びに特定店頭デリバティブ取引（法第二条第八項第四号に規定する店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）並びにその媒介、取次ぎ及び代理を行ふ者がその店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行ふ者がその店頭デリバティブ取引等（法第二条第八項第四号に規定する店頭デリバティブ取引等をいう。以下同じ。）の業務の用に供する電子情報処理組織を使用して行うものに限る。）を除く。）

イ・ロ　（略）

三　法第二条第八項第十五号に掲げる行為のうち、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第六項に規定する商品投資受益権を有する者（当該商品投資受益権が同項第二号に掲げる権利又は同項第三号に掲げる権利（同項第二号に掲げる権利に類するものに限る。）である場合にあつては、これらの権利に係る信託の受託者）から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人への出資（以下この号及び次項において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの（第一号に掲げるものに該当するも

のを除く。)

イヽハ (略)

2  
四  
(略)

(金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券)

第一条の九の二 法第二条第八項第七号トに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 次に掲げるもの（その発行者が当該有価証券に係る信託の受託者とされるものを除く。）であつて、商品投資又は第三十七条第一項第二号イからホまでに掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものに該当するもの

イ 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十 四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

ハ イ又はロに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

二 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる権利（同条第八項第七号ホ及びヘ並びに前号に掲げるものを除き、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される

のを除く。)

イヽハ (略)

2  
四  
(略)

(金融商品取引業となる募集又は私募に係る有価証券)

第一条の九の二 法第二条第八項第七号トに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるもの（その発行者が当該有価証券に係る信託の受託者とされるものを除く。）であつて、商品投資又は第三十七条第一項第二号イからホまでに掲げるいずれかの物品の取得（生産を含む。）をし、譲渡をし、使用をし、若しくは使用をさせることにより運用することを目的とするものに該当するものとする。

一 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券

二 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち、同項第十四号に掲げる有価証券の性質を有するもの

三 前二号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

四 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号又は第二号に掲げる権利

場合（投資者の保護の必要性を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）に限る。）

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 每月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等の全ての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

二 每月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄の全ての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十であること。

（金融商品取引業となる行為）

（競売買の方法による場合の基準）

第一条の十 法第二条第八項第十号イに規定する政令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 每月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等（金融商品取引所に上場されている有価証券及び店頭売買有価証券をいう。以下この条において同じ。）の売買（デリバティブ取引に該当するものを除く。以下この条において同じ。）であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた上場有価証券等のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の一であること。

二 每月末日から起算して過去六月間に行われた上場有価証券等の売買であつて法第二条第八項第十号イに掲げる売買価格の決定方法により行うものに係る銘柄ごとの総取引高の一営業日当たりの平均額の、当該六月間に行われた当該銘柄のすべての取引所金融商品市場及び店頭売買有価証券市場における売買に係る総取引高の一営業日当たりの平均額に対する比率が百分の十であること。

（金融商品取引業となる行為）

第一条の十二 法第二条第八項第十八号に規定する政令で定める行為

は、次に掲げる行為とする。

一 法第二条第八項第七号に掲げる行為を行つた者による当該行為に係る有価

に係る有価証券（次に掲げるものに限る。）の転売を目的としない買取りとす

い買取り

イ 法第二条第八項第七号イ又はロに掲げる有価証券

ロ イに掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二

条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

二 その行う法第二条第八項第一号から第十号までに掲げる行為に

関して、顧客から同条第二項の規定により有価証券とみなされる

同項各号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転すること

ができる財産的価値に表示される場合に限り、電子記録移転権利

（同条第二項に規定する電子記録移転権利をいう。以下同じ。）

を除く。）の預託を受けること。

（差金決済の原因となる行為）

第一条の十六 法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行

為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一

定の時期において金融商品（同条第二十四項第三号の三及び第五号

に掲げるものを除く。）及びその対価の授受を約する売買に関し、

当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

（商品）

第一条の十二 法第二条第八項第十八号に規定する政令で定める行為

は、同項第七号に掲げる行為を行つた者による当該行為に係る有価

証券（次に掲げるものに限る。）の転売を目的としない買取りとす

る。

一 法第二条第八項第七号イ又はロに掲げる有価証券

二 前号に掲げる有価証券に表示されるべき権利であつて、法第二

条第二項の規定により有価証券とみなされるもの

（差金決済の原因となる行為）

第一条の十六 法第二条第二十二項第一号に規定する政令で定める行

為は、金融商品市場及び外国金融商品市場によらないで、将来の一

定の時期において金融商品（同条第二十四項第三号の二及び第五号

に掲げるものを除く。）及びその対価の授受を約する売買に関し、

当該売買の当事者がその売買契約を解除する行為とする。

（商品）

第一条の十七の二 法第二条第二十四項第三号の三に規定する政令で定めるものは、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

）第二条第一項に規定する商品（法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置であつて、当該商品の需給の均衡を図るため必要な施策が講ぜられているものを除く。）のうち、当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該商品に係る経済活動の状況に照らし十分な取引量が見込まれることその他の当該商品の価格形成及び需給に関する事情を勘案し、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることにより当該商品の公正な価格形成を図ることができ、かつ、投資者が当該商品の価格の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させることができることとなることその他の効果があることによつて取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済の健全な発展に資すると認められるものとして金融庁長官が商品市場所管大臣（法第二百九十四条の六の二に規定する商品市場所管大臣をいう。）と協議して指定するものとする。

（金銭とみなされるもの）

第一条の二十三 法第二条の二に規定する政令で定める規定は、法第

二条第二十一項第一号から第五号まで及び第二十二項第一号から第六号まで、第四十一条の四、第四十一条の五本文、第四十二条の五、第四十二条の六本文、第六十六条の十三、第一百八十五条の二十二

第一条の十七の二 法第二条第二十四項第三号の二に規定する政令で定めるものは、商品先物取引法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

）第二条第一項に規定する商品（法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置であつて、当該商品の需給の均衡を図るため必要な施策が講ぜられているものを除く。）のうち、当該商品の売買、売買の媒介、取次ぎ若しくは代理、生産、加工又は使用を業として行つてゐる者の取引の状況その他の当該商品に係る経済活動の状況に照らし十分な取引量が見込まれることその他の当該商品の価格形成及び需給に関する事情を勘案し、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることにより当該商品の公正な価格形成を図ることができ、かつ、投資者が当該商品の価格の変動に伴い生ずるおそれのある損失を減少させることができることとなることその他の効果があることによつて取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済の健全な発展に資すると認められるものとして金融庁長官が商品市場所管大臣（法第二百九十四条の六の二に規定する商品市場所管大臣をいう。）と協議して指定するものとする。

（新設）

第一項第一号並びに第二百二条第一項の規定とする。

(組織再編成の範囲)

第二条 法第二条の三第一項に規定する政令で定めるものは、株式移転とする。

(組織再編成対象会社の範囲)

第二条の二 法第二条の三第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸收分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸收分割会社をいい、当該吸收分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸收分割契約において、同法第七百五十八条第八号口又は第七百六十条第七号口に掲げる事項があるものを締結したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同項第十二号口又は第七百六十五条第一項第八号口に掲げる事項を定めたものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

(組織再編成の範囲)

第二条 法第二条の二第一項に規定する政令で定めるものは、株式移転とする。

(組織再編成対象会社の範囲)

第二条の二 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める会社は、新設合併消滅会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第七百五十三条第一項第一号に規定する新設合併消滅会社をいう。）、吸收分割会社（同法第七百五十八条第一号に規定する吸收分割会社をいい、当該吸收分割に係る同法第七百五十七条に規定する吸收分割契約において、同法第七百五十八条第八号口又は第七百六十条第七号口に掲げる事項があるものを締結したものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）、新設分割会社（同法第七百六十三条第一項第五号に規定する新設分割会社をいい、当該新設分割に係る同法第七百六十二条に規定する新設分割計画において、同項第十二号口又は第七百六十五条第一項第八号口に掲げる事項を定めたものその他これに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）及び株式移転完全子会社（同法第七百七十三条第一項第五号に規定する株式移転完全子会社をいう。）となる会社とする。

(組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲)

第二条の三 法第二条の三第四項第一号及び第四条第一項第一号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち、同条第一項各号に掲げる有価証券を信託財産とするものであつて、当該信託財産である有価証券（以下「受託有価証券」という。）に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨その他内閣府令で定める事項が当該信託に係る信託行為において定められているものをいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券が株券又は前二号に掲げる有価証券であるもの

四 (略)

(組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が多数である場合)

第二条の四 法第二条の三第四項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等（同号に規定する組織再編成対象会社株主等をいう。次条から第二条の七までにおいて同じ。）が五十名以上である場合とする。

(組織再編成発行手続において少人数向け勧誘に該当する場合)

(組織再編成対象会社が発行者である有価証券の範囲)

第二条の三 法第二条の二第四項第一号及び第四条第一項第一号イに規定する政令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 有価証券信託受益証券（法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうち同項各号に掲げる有価証券を信託財産とするものであつて、当該信託財産である有価証券（以下「受託有価証券」という。）に係る権利の内容が当該信託の受益権の内容に含まれる旨その他内閣府令で定める事項が当該信託に係る信託行為において定められているものをいう。以下同じ。）のうち、受託有価証券が株券又は前二号に掲げる有価証券であるもの

四 (略)

(組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が多数である場合)

第二条の四 法第二条の二第四項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等（同号に規定する組織再編成対象会社株主等をいう。次条から第二条の七までにおいて同じ。）が五十名以上である場合とする。

(組織再編成発行手続において少人数向け勧誘に該当する場合)

第二条の四の二 法第二条の三第四項第二号口に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

#### 一・二 (略)

(組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多數である場合)

第二条の五 法第二条の三第四項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(組織再編成交付手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多數である場合)

第二条の六 法第二条の三第五項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五十名以上である場合とする。

(組織再編成交付手續において少人数向け勧誘に該当する場合)

第二条の六の二 法第二条の三第五項第二号口に規定する政令で定める場合は、次に掲げる要件の全てに該当する場合とする。

#### 一・二 (略)

(組織再編成交付手續において組織再編成対象会社株主等が相当程度多數である場合)

第二条の七 法第二条の三第五項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

第二条の四の二 法第二条の二第四項第二号口に規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

#### 一・二 (略)

(組織再編成発行手続における組織再編成対象会社株主等が相当程度多數である場合)

第二条の五 法第二条の二第四項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(組織再編成交付手續において少人数向け勧誘に該当する場合)

第二条の六 法第二条の二第五項第一号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五十名以上である場合とする。

(組織再編成交付手續において少人数向け勧誘に該当する場合)

第二条の六の二 法第二条の二第五項第二号口に規定する政令で定める場合は、次に掲げるすべての要件に該当する場合とする。

#### 一・二 (略)

(組織再編成交付手續において組織再編成対象会社株主等が相当程度多數である場合)

第二条の七 法第二条の二第五項第三号に規定する政令で定める場合は、組織再編成対象会社株主等が五百名以上である場合とする。

(法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資対象事業の範囲)

第二条の九 法第三条第三号イ(1)に規定する政令で定めるものは、法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいい、次に掲げるものを除く。）に係る権利とする。

一 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権（同項第一号に掲げる権利に係るものに限る。）を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人（以下この号において「特定法人」という。）への出資（以下この条において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ・ロ （略）

二 第一条の三第四号に掲げる物品のうち内閣府令で定めるもののみを充てて行う出資（以下この号において「特定現物出資」という。）であつて、次に掲げる要件の全てに該当するもの

イ・ロ （略）

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号イ(2)に規定する政令で定めるものは、次に

(法第二章の規定を適用する有価証券投資事業権利等に係る出資対象事業の範囲)

第二条の九 法第三条第三号イに規定する政令で定めるものは、法第二条第二項第五号に掲げる権利を有する者が出資又は拠出をした金銭その他の財産の価額の合計額の百分の五十を超える額を充てて有価証券に対する投資を行う出資対象事業（同号に規定する出資対象事業をいい、次に掲げるものを除く。）に係る権利とする。

一 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権（同項第一号に掲げる権利に係るものに限る。）を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の全部を充てて行う一の法人（以下この号において「特定法人」という。）への出資（以下この条において「特定出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ・ロ （略）

二 第一条の三第四号に掲げる物品のうち内閣府令で定めるもののみを充てて行う出資（以下この号において「特定現物出資」という。）であつて、次に掲げる要件のすべてに該当するもの

イ・ロ （略）

(法第二章の規定を適用する有価証券とみなされる権利の範囲)

第二条の十 法第三条第三号ロに規定する政令で定めるものは、次に

に掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イヽヌ  
（略）

ル 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権に該当する信託の受益権であつて、当該信託の信託財産の全部を充てて法第二条第二項第五号に掲げる権利（当該権利に係る同号に規定する出資対象事業が商品投資を行いう事業であるもの又は一の法人（以下この号において「特定法人」という。）への出資（以下この号及び第三項において「特定出資」という。）を行う事業であつて次に掲げる要件の全てに該当するものに限る。）又はこれに類する同条第二項第六号に掲げる権利が取得される場合における当該信託の受益権

(1) (2)  
（略）

二ヽ五  
（略）

2 法第三条第三号イ(3)に規定する政令で定めるものは、第一条の三の四に規定する債権とする。

3  
（略）

（特定有価証券の範囲）

第二条の十三 法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合

掲げる権利とする。

一 法第二条第二項第一号に掲げる権利のうち、その信託財産に属する資産の価額の総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて運用を行う信託の受益権（次に掲げるものを除く。）

イヽヌ  
（略）

ル 商品投資に係る事業の規制に関する法律第二条第六項に規定する商品投資受益権に該当する信託の受益権であつて、当該信託の信託財産の全部を充てて法第二条第二項第五号に掲げる権利（当該権利に係る同号に規定する出資対象事業が商品投資を行いう事業であるもの又は一の法人（以下この号において「特定法人」という。）への出資（以下この号及び第三項において「特定出資」という。）を行う事業であつて次に掲げる要件のすべてに該当するものに限る。）又はこれに類する同条第二項第六号に掲げる権利が取得される場合における当該信託の受益権

(1) (2)  
（略）

二ヽ五  
（略）

2 法第三条第三号ハに規定する政令で定めるものは、第一条の三の四に規定する債権とする。

3  
（略）

（特定有価証券の範囲）

第二条の十三 法第五条第一項（法第二十七条において準用する場合

を含む。）に規定する政令で定める有価証券（以下この章において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）

四・六 （略）

七 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等（法第三条第三号イに規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）（第一条の三の四に規定する債権を除く。）

八 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第一号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限り、有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）

九 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第二号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

十 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第三号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち、その出資総額の百分の五十を超える額を有価証券に対する投資に充てて事業を行う合名会社、合資会社又は合同会社の社員権

十一 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第四号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）のうち、前号に掲げる権利の性質を有するもの

十二 法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項第五

を含む。）に規定する政令で定める有価証券（以下この章において「特定有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

三 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券（有価証券信託受益証券を除く。）

四・六 （略）

七 法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等（第一条の三の四に規定する債権を除く。）

（新設）

（新設）

（新設）

号及び第六号に掲げる権利（電子記録移転権利に該当するものに限る。）

十三　（略）

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる資産の額等）

第三条の六　法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として

政令で定めるものは、資本金の額とする。

2　法第二十四条第一項ただし書に規定する政令で定める額は、次の各号に掲げる電子記録移転権利の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　法第二条第二項第一号に掲げる権利（有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるものに限る。）　五億円

二　法第二条第二項第三号に掲げる権利　一億円

（略）

5　4　3　

法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、株券、有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるもの、法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる電子記録移転権利（特定有価証券に該当するものを除く。）のうち同項第三号に掲げる権利とする。

（削る）

八　（略）

（有価証券報告書の提出を要しないこととなる有価証券の所有者の数等）

第三条の六　（新設）

（新設）

（略）

3　2　

法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、株券、有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるもの及び法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するものとする。

4　法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、千（当

該有価証券が特定投資家向け有価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数) とする。

6 法第二十四条第一項第四号に規定する政令で定める数は、次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 株券、有価証券信託受益証券であつて受託有価証券が株券であるもの及び法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの 千(これらの有価証券が特定投資家向かい価証券である場合には、千に内閣府令で定めるところにより計算した特定投資家の数を加えた数)

二 前号に掲げる有価証券以外の有価証券 五百

(特定有価証券に係る有価証券報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条の二 (略)

2 法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において読み替えて準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一(三) (略)

3 (略)

4 法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第二項の規定によ

(特定有価証券に係る有価証券報告書の提出を要しない旨の承認)

第四条の二 (略)

2 法第二十四条第五項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)において読み替えて準用する法第二十四条第一項ただし書に規定する資産の額として政令で定めるものは、当該有価証券が該当する次に掲げる有価証券投資事業権利等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一(三) (略)

3 (略)

4 法第二十四条第五項において読み替えて準用する同条第一項第四号に規定する政令で定める有価証券は、有価証券投資事業権利等の

り有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等のうち同項第一号、第三号及び第五号に掲げる権利並びに同項の規定により有価証券。

とみなされる電子記録移転権利（特定有価証券に該当するものに限る。）のうち同項第一号に掲げる権利（有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）並びに同項第三号及び第五号に掲げる権利とする。

5 (略)

(買付け等の期間等)

第八条 (略)

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は、全ての応募株主等（法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全ての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

い。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

うち法第二条第二項第一号、第三号及び第五号に掲げる権利とする。

5 (略)

(買付け等の期間等)

第八条 (略)

2 (略)

3 公開買付けによる株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。）は、すべての応募株主等（法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類をすべての応募株主等につき同一とし、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

ら。

4 (略)

5 法第二十七条の二第五項に規定する政令で定める条件及び方法は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合の合計が三分の二以上となるときは、当該株券等の発行者が発行する全の株券等（公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行うこと。

6 (略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、全ての応募株主等（法第二十七条の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全の応募株主等につき同一とし、か

一・二 (略)

三 買付け等の後における当該買付け等を行う者の株券等所有割合の合計が三分の二以上となるときは、当該株券等の発行者が発行するすべての株券等（公益又は投資者保護に欠けることがないものとして内閣府令で定めるものを除く。）について、内閣府令で定めるところにより買付け等の申込み又は売付け等（法第二十七条の二第六項に規定する売付け等をいう。以下この章において同じ。）の申込みの勧誘を行うこと。

6 (略)

(買付け等の期間等)

第十四条の三の三 (略)

2 (略)

3 法第二十七条の二十二の二第一項本文に規定する公開買付け（以下この節において「公開買付け」という。）による上場株券等の買付け等を行う場合には、買付け等の価格（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格をいう。以下この節において同じ。）は、すべての応募株主等（法第二十七条の二第二項において準用する法第二十七条の十二第一項に規定する応募株主等をいう。以下この節において同じ。）について均一にしなければならない。ただし、公開買付者が応募株主等に複数の種類の対価を選択させる場合には、選択することができる対価の種類を全の応募株主等につき同一とし、か

つ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4(6) (略)

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第十項に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券

二 第二条の九第一項に規定する権利並びに第二条の十第一項第五号及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利

2 法第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定めるものは、前項第二号に掲げるものとする。

(適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない私募の取扱い)

第十五条の十の六 法第二十九条の五第二項に規定する政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 当該有価証券に係る権利が、電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値に表示される場合 当該財産的価値を

適格投資家（法第二十九条の五第三項に規定する適格投資家をい

、かつ、それぞれの種類ごとに当該種類の対価を選択した応募株主等について均一にしなければならない。

4(6) (略)

(第一種少額電子募集取扱業務及び第二種少額電子募集取扱業務において募集の取扱い等ができない有価証券)

第十五条の十の二 法第二十九条の四の二第十項に規定する政令で定めるものは、第十五条の四の二第四号及び第五号に掲げる有価証券とする。

(新設)

2 法第二十九条の四の三第四項に規定する政令で定めるものは、第二条の九第一項に規定する権利、第二条の十第一項第五号に掲げる権利及び第十五条の四の二第七号に掲げる権利とする。

(適格投資家以外の者に譲渡されるおそれが少ない私募の取扱い)

第十五条の十の六 法第二十九条の五第二項に規定する政令で定めるものは、当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者（以下この条において「取得者」という。）との間及び当該取得者が取得した有価証券を適格投資家（法第二十九条の五第三項に規定する適格投資家をいう。）以外の者に譲渡を

う。次号において同じ。)以外の者に移転することができないようする技術的措置その他の内閣府令で定める措置がとられていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 当該有価証券の発行者と当該有価証券の取得勧誘に応じて当該有価証券を取得しようとする者(以下この号において「取得者」という。)との間及び当該取得勧誘を行う者と当該取得者との間において、当該取得者が取得した当該有価証券を適格投資家以外の者に譲渡を行わない旨その他の内閣府令で定める事項を定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として、当該有価証券の私募の取扱いが行われること。

(不招請勧誘等が禁止される契約)

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約

イヽハ (略)

ニ 暗号資産関連店頭デリバティブ取引

二 (略)

2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、

行わない旨その他の内閣府令で定めた譲渡に係る契約を締結することを取得の条件として行われるものとする。

(不招請勧誘等が禁止される契約)

第十六条の四 法第三十八条第四号に規定する政令で定めるものは、次に掲げる契約とする。

一 顧客を相手方として店頭デリバティブ取引のうち次に掲げる取引を行うこと又は顧客のためにこれらの取引の媒介、取次ぎ(有価証券等清算取次ぎを除く。)若しくは代理を行うことを内容とする契約

イヽハ (略)

ニ 新設

二 (略)

2 法第三十八条第五号及び第六号に規定する政令で定めるものは、

前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。

一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

イヽハ  
（略）

ニ 法第百八十五条の二十四第一項に規定する暗号資産関連市場

デリバティブ取引

ホ  
（略）

二 顧客のために外国市場デリバティブ取引のうち前号イからニまでに掲げる取引と類似の取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

（国内に保有すべき資産）

第十六条の二十 法第四十九条の五に規定する全ての営業所又は事務所の計算に属する負債のうち政令で定めるものは、当該負債のうち同条に規定する金融商品取引業者の本店その他の非居住者に対する債務以外の負債とする。

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二  
（略）

2・3  
（略）

前項各号に掲げる契約又は次に掲げる契約とする。

一 顧客のために市場デリバティブ取引のうち次に掲げる取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

イヽハ  
（略）

（新設）

二  
（略）

二 顧客のために外国市場デリバティブ取引のうち前号イ、ロ若しくはハに掲げる取引と類似の取引の媒介、取次ぎ（有価証券等清算取次ぎを除く。）若しくは代理を行うこと又はこれらの取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うことを内容とする契約

（国内に保有すべき資産）

第十六条の二十 法第四十九条の五に規定するすべての営業所又は事務所の計算に属する負債のうち政令で定めるものは、当該負債のうち同条に規定する金融商品取引業者の本店その他の非居住者に対する債務以外の負債とする。

（適格機関投資家等特例業務）

第十七条の十二  
（略）

2・3  
（略）

4 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 (略)

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が特例業務対象投資家（第一項に規定する者（第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する者）であつて、法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものをいう。イ及びロにおいて同じ。）である場合 次に掲げる要件の全て

イ・ロ (略)

5 (略)

(金融商品仲介業者に関する読み替え)

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替える字句
	読み替える字句

4 法第六十三条第一項第一号に規定する権利を取得するおそれが少ないものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当するものとする。

一 (略)

二 当該権利の取得勧誘に応ずる取得者が特例業務対象投資家（第一項に規定する者（第二項に規定する場合にあつては、同項に規定する者）であつて、法第六十三条第一項第一号イからハまでのいずれにも該当しないものをいう。イ及びロにおいて同じ。）である場合 次に掲げる全ての要件

イ・ロ (略)

5 (略)

(金融商品仲介業者に関する読み替え)

第十八条の三 法第六十六条の十五に規定する金融商品仲介業者若しくはその顧客、法第六十六条の二十三に規定する法第六十六条の登録若しくは金融商品仲介業者又は法第六十六条の二十五に規定する金融商品仲介業者について、法の規定を準用する場合における法第六十六条の十五、第六十六条の二十三及び第六十六条の二十五の規定による技術的読み替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替える字句
	読み替える字句

(略)	(略)	(略)
六第一項	第四十三条の 金融商品取引行為	金融商品仲介行為
(略)	(略)	(略)

(顧客資産から除かれる取引)

第十八条の六 法第七十九条の二十第三項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

- 三 電子記録移転権利又は第一条の十二第一号に規定する権利の売買その他の取引
- 四 前二号に掲げる取引に類するものとして金融庁長官及び財務大臣が指定する取引

(顧客資産から除かれる有価証券)
第十八条の六の二 法第七十九条の二十第三項第五号及び第六号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる電子記録移転権利及び第一条の十二第二号に規定する権利とする。

(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)

(顧客資産から除かれる取引)

第十八条の六 法第七十九条の二十第三項第三号に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一・二 (略)

- 三 前二号に掲げる取引に類するものとして金融庁長官及び財務大臣が指定する取引

(新設)

(新設)
第十八条の六の二 法第七十九条の二十第三項第五号及び第六号に規定する政令で定める有価証券は、法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる電子記録移転権利及び第一条の十二第二号に規定する権利とする。

(付随する業務等に関する顧客資産)

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第七号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る業務（有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務（有価証券関連業に係るものに限る。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第一号に規定する金銭又は有価証券、同項第三号に規定する金銭、同項第五号に規定する有価証券、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券及び前条に定める有価証券を除く。）

二 法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務（商品デリバティブ取引関連業務（法第七十九条の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。次号において同じ。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務（商品デリバティブ取引関連業務に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第二号に規定

(付随する業務等に関する顧客資産)

第十八条の七 法第七十九条の二十第三項第七号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 法第二条第八項第十六号及び第十七号に掲げる行為に係る業務（有価証券関連業に係るものに限る。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務（有価証券関連業に係るものに限る。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者（法第七十九条の二十第一項に規定する金融商品取引業者をいう。以下この条において同じ。）が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第一号に規定する金銭又は有価証券、同項第三号に規定する金銭、同項第五号に規定する有価証券及び契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除く。）

二 法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務（商品デリバティブ取引関連業務（法第七十九条の二十第一項に規定する商品デリバティブ取引関連業務をいう。以下この号において同じ。）に係るものに限る。次号において同じ。）並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務（商品デリバティブ取引関連業務に係るものに限る。次号において同じ。）に関し、一般顧客の計算に属する金銭若しくは有価証券又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた金銭若しくは有価証券（法第七十九条の二十第三項第二号に規定

する金銭又は有価証券、同項第四号に規定する金銭、同項第六号に規定する有価証券、契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券及び前条に定める有価証券を除く。)

三 法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する商品（法第二条二十四項第三号の三に規定する商品をいう。以下同じ。）

（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。以下この号において同じ。）又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた商品（法第七十九条の二十第三項第二号に掲げるもの、同項第六号に規定する商品及び契約により金融商品取引業者が消費できる商品を除く。）

（加入義務を負わない金融商品取引業者等）

第十八条の七の二 法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業（電子記録移転権利又は第一条の十二第二号に規定する権利に係るもの）を除く。次項において同じ。）を行わない金融商品取引業者及び法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者とする。

2 (略)

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五 法第一百七十二条第一項第一号に規定する政令で定め

する金銭又は有価証券、同項第四号に規定する金銭、同項第六号に規定する有価証券及び契約により金融商品取引業者が消費できる有価証券を除く。)

三 法第二条第八項第十六号に掲げる行為に係る業務並びに法第三十五条第一項の規定により行う業務であつて金融庁長官及び財務大臣が指定する業務に関し、一般顧客の計算に属する商品（法第二条二十四項第三号の二に規定する商品をいう。以下同じ。）

（寄託された商品に関して発行された証券又は証書を含む。以下この号において同じ。）又は金融商品取引業者が一般顧客から預託を受けた商品（法第七十九条の二十第三項第二号に掲げるもの、同項第六号に規定する商品及び契約により金融商品取引業者が消費できる商品を除く。）

（加入義務を負わない金融商品取引業者等）

第十八条の七の二 法第七十九条の二十七第一項に規定する政令で定める金融商品取引業者は、第一種金融商品取引業（電子記録移転権利又は法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者とする。

2 (略)

（株券及び優先出資証券に準ずる有価証券）

第三十三条の五 法第一百七十二条第一項第一号に規定する政令で定め

る有価証券は、次に掲げるものとする。

一〇十三 (略)

十四 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号、次号若しくは第十六号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利）（有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。第十八号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

十五〇十八 (略)

(算定基準有価証券)

第三十三条の五の二 法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一〇七 (略)

八 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等又は電子記録移転権利）（有価証券信託受益証券に該当するものを除く。）に該当するものに限る。第十一号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

る有価証券は、次に掲げるものとする。

一〇十三 (略)

十四 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号、次号若しくは第十六号に掲げる有価証券又は法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等）（法第三条第三号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。以下同じ。）に該当するものに限り、元本（発生時に確定するものに限る。）の償還を受けることができるものを除く。第十八号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

十五〇十八 (略)

(算定基準有価証券)

第三十三条の五の二 法第百七十二条の四第一項第二号イに規定する政令で定める有価証券は、発行者が次に掲げる有価証券のいずれかを発行しているときの当該有価証券とする。

一〇七 (略)

八 法第二条第一項第十九号に掲げる有価証券で、株券、優先出資証券、前各号若しくは次号に掲げる有価証券又は同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（有価証券投資事業権利等に該当するものに限る。第十一号において同じ。）に係るオプションを表示するもの

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第二百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。

、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の四から第四十条の六まで、第四十二条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第二百三十三条第一項、第二百五十七条から第二百五十九条まで、第二百六十二条、第二百六十三条から第二百七十七条まで及び第二百八十五条の二十二から第二百八十五条の二十四まで（法第二百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定並びに法第二百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

（証券取引等監視委員会への取引等の公正の確保に係る検査等の権限の委任）

第三十八条 法第二百九十四条の七第二項第一号に規定する政令で定める規定は、法第三十条の二第一項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等（法第三十三条第三項に規定するデリバティブ取引等をいう。以下この条及び第四十五条において同じ。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。）の公正を確保するための業務の制限に係る条件に関する部分に限る。

、第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第四十二条の二、第四十二条の四から第四十条の六まで、第四十二条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第二百三十三条第一項、第二百五十七条から第二百五十九条まで、第二百六十二条、第二百六十三条から第二百七十七条まで及び第二百八十五条の二十二から第二百八十五条の二十四まで（法第二百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引等に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定並びに法第二百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は

、法第六十条第二項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に關する部

分に限り、法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）

）、法第六十条の十三（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十五条の三（有価証券の売

買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り。）、第三十八条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）

）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）並びに法第三百三十三条第一項、第一百五十七条から第百五十九

条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第百七十二条まで及び第

百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定並びに法

第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

及び第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定とする。

3 法第一百九十四条の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規

定は、法第三十七条、第三十七条の三、第三十七条の四、第三十八

条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条

（第四項及び第六項を除く。）、第四十条（同条第二号にあつては

、法第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限り。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六

、第一百五十七条から第百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三

条から第一百七十二条まで及び第一百八十五条の二十二から第百八十五

2 法第百九十四条の七第二項第二号に規定する政令で定める規定は

、法第六十条第二項（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するための業務の制限に係る条件に關する部

分に限り、法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）

）、法第六十条の十三（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）において準用する法第三十五条の三（有価証券の売

買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り。）、第三十八条（第八号及び第九号に係る部分に限る。）

）及び第四十条（第二号に係る部分であつて、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）並びに法第三百三十三条第一項、第一百五十七条から第百五十九

条まで、第一百六十二条及び第一百六十三条から第百七十二条までの規定並びに法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令の規定と

する。

3 法第百九十四条の七第二項第二号の二に規定する政令で定める規

定は、法第三十七条、第三十七条の二、第三十七条の四、第三十八

条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条

（第四項及び第六項を除く。）、第四十条（同条第二号にあつては

、法第六十三条第一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限り。）、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六

、第一百五十七条から第百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三

条から第一百七十二条まで及び第一百八十五条の二十二から第百八十五

一条までの規定とする。

条の二十四までの規定とする。

4 法第一百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四及び第六十六条の十四の二並びに法第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）及び第四十三条の六の規定とする。

5 (略)

6 法第一百九十四条の七第二項第三号の三に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の五十五（法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第一百七十一条まで及び第一百八十五条の二から第一百八十五条の二十四までの規定とする。

7 法第一百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

4 法第一百九十四条の七第二項第三号に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四及び第六十六条の十四の二並びに法第六十六条の十五において準用する法第三十八条の二、第三十九条及び第四十条（同条第二号にあつては、金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）の規定とする。

5 (略)

6 法第一百九十四条の七第二項第三号の三に規定する政令で定める規定は、法第六十六条の五十五（法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、法第二条第四十一項各号に掲げる行為の公正を確保するためのものに限る。）、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条及び第一百六十三条から第一百七十一条までの規定とする。

7 法第一百九十四条の七第二項第四号に規定する政令で定める業務は、協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第六十七条の八第一項第十四号に規定する調査に係る業務及び協会員又は当該協会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第六十八条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条、第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十九条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の五から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第一百六十七条まで、第一百六十八条から第一百六十九条まで若しくは第一百八十五条の二十二から第一百八十五条の二十四までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

## 二・三 （略）

8 法第一百四十九条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条、第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十九条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号にあつては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第一百六十七条まで若しくは第一百六十八条から第一百六十九条までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

## 二・三 （略）

8 法第一百四十九条の七第二項第五号に規定する政令で定める業務は、会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介

業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号においては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号においては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五、第四十三条の六（法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十四条の二、第四十四条の四から第四十四条の六まで、第四十五条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第六十六条の十まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第一百六十七条まで、第一百六十八条から第一百七十二条まで若しくは第一百八十五条の二十二から第一百八十五条の二十四までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第一百六十五条の二十二から第一百八十五条の二十四までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）

業者の行為が次に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第七十八条第二項第三号に規定する調査に係る業務及び会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の次に掲げる行為に関する法第七十九条の二の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条、第三十八条の二若しくは第三十九条（これらの規定を法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条（同条第二号においては、有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等の公正を確保するためのものに限り、法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十五条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の五から第四十四条の四まで、第六十六条の十まで、第六十六条の十、第六十六条の十一（金融商品仲介行為の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の十二、第六十六条の十四、第六十六条の十四の二、第六十六条の十四の二、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第一百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第一百六十七条まで、第一百六十八条から第一百七十二条まで若しくは第一百六十五条の二十二から第一百八十五条の二十四までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

### 二・三（略）

9 法第一百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は

、会員等の行為が第一号から第三号までに掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の第一号から第三号までに掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する同項の措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあっては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百

### 二・三（略）

9 法第一百九十四条の七第二項第六号に規定する政令で定める業務は

、会員等の行為が第一号から第三号までに掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十四条第二項第二号に掲げる業務及び会員等の第一号から第三号までに掲げる行為に関する法第八十七条の規定により定款において定められた同条に規定する措置に係る業務並びに高速取引行為を行う者の行為が第四号に掲げる行為に該当するかどうかの認定に関する法第八十五条の五第一項の調査に係る業務及び高速取引行為を行う者の同号に掲げる行為に関する同項の措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで、第三十八条（法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第三十八条の二、第三十九条、第四十条（同条第二号にあっては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限り、法第六十条の十三において準用する場合を含む。）、第四十条の二、第四十条の四から第四十条の六まで、第四十一条の二、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百四十四条から第四十四条の四まで、第百三十三条第一項、第百

第一百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで、第百六十八条から第百七十二条まで若しくは第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

### 二・三 （略）

四 法第六十六条の五十五（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで又は第百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定に違反する行為

四 法第六十六条の五十五（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで又は第百六十八条から第百七十二条までの規定に違反する行為

10 法第一百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第一百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第一百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで

五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十二条までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項若しくは第百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

### 二・三 （略）

四 法第六十六条の五十五（取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第六十六条の五十七（同条第二号にあつては、取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第百五十七条から第百五十九条まで、第百六十二条、第百六十三条から第百六十七条まで又は第百六十八条から第百七十二条までの規定に違反する行為

10 法第一百九十四条の七第二項第七号に規定する政令で定める業務は、外国金融商品取引所参加者（法第一百五十五条の二第一項第六号に規定する外国金融商品取引所参加者をいう。以下同じ。）の次に掲げる行為に関する法第一百五十五条の三第一項第二号に規定する措置に係る業務とする。

一 法第三十五条の三（外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第三十六条第二項、第三十七条から第三十七条の六まで

、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十三条の六から第四十四条の四まで、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第百六十七条まで、第一百六十八条から第百七十二条まで若しくは第一百八十五条の二十二から第百八十五条の二十四までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

## 二・三 （略）

11  
(略)

（犯則事件の範囲）

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

## 一 法第一百九十七条第一項第一号から第五号まで又は第二項第一号の罪

二・五 （略）

六 法第一百九十八条の六第二号又は第二号の二の罪

七・九 （略）

、第三十八条から第三十九条まで、第四十条（同条第二号にあつては、外国金融商品市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引の公正を確保するためのものに限る。）、第四十条の二から第四十一条の三まで、第四十二条の二、第四十二条の七、第四十四条から第四十四条の四まで、第一百三十三条第一項、第一百五十七条から第百五十九条まで、第一百六十二条、第一百六十三条から第百六十七条まで若しくは第百六十八条から第百七十二条までの規定又は法第一百六十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第一百六十二条の二の規定に基づく内閣府令に違反する行為

## 二・三 （略）

11  
(略)

（犯則事件の範囲）

第四十五条 法第二百十条第一項に規定する政令で定める罪は、次に掲げる罪とする。

## 一 法第一百九十七条の罪

二・五 （略）

六 法第一百九十八条の六第二号の罪

七・九 （略）

三 金融商品の販売等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号）

改 正 案	現 行
<p>（金銭相当物の範囲）</p> <p>第六条 法第三条第三項に規定する政令で定める金銭以外の財産は、次に掲げる財産とする。</p> <p>一 前条第一号に規定する信託契約の締結に伴い顧客の譲渡することとなる金銭以外の財産</p> <p>二 暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第八条において同じ。）であつて、前号に掲げるものに該当するもの以外のもの</p> <p>（当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる行為）</p> <p>第七条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定める行為は、第五条第二号に掲げる行為とする。</p> <p>（保証金相当物の範囲）</p> <p>第八条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定める金銭以外の財産は、暗号資産とする。</p> <p>（金融商品の販売に係る取引の仕組み）</p>	<p>（金銭相当物の範囲）</p> <p>第六条 法第三条第三項に規定する政令で定める金銭以外の物又は権利は、前条第一号に規定する信託契約の締結に伴い顧客の譲渡することとなる金銭以外の物又は権利とする。</p> <p>（当初元本を上回る損失が生ずるおそれを生じさせる行為）</p> <p>第七条 法第三条第四項第一号に規定する政令で定めるものは、第五条第二号又は第三号に掲げるものとする。</p> <p>（新設）</p> <p>第八条 法第三条第五項第六号に規定する政令で定める事項は、次に</p>
<p>第九条 法第三条第五項第七号に規定する政令で定める事項は、次に</p>	

掲げる事項とする。

- 一 第五条第一号に掲げる行為にあつては、同号に規定する信託契約の内容
- 二 第五条第二号に掲げる行為にあつては、同号に規定する金融等デリバティブ取引の仕組み

第十条～第十三条 (略)

掲げる事項とする。

- 一 第五条第一号に掲げる行為にあつては、同号に規定する契約の内容
- 二 第五条第二号又は第三号に掲げる行為にあつては、これらの規定に規定する取引の仕組み

第九条～第十二条 (略)

改 正 案

現 行

（条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定）

第二十一条 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条第一項（第二号から第十四号までに係る部分に限る。）及び第三項から第九項まで、第九十九条、第一百五十五条の二、第一百十一条第一項及び第三項から第六項まで、第一百十二条、第一百四十四条から第百十八条まで並びに第一百二十条から第百二十二条までの規定並びに法第二百四条第一項（改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。）の規定とする。

（条件付の免許を受けた外国生命保険会社等に対して適用しない規定）

第二十一条 法第百八十八条第二項に規定する政令で定める規定は、法第百九十二条第五項及び第六項の規定、法第百九十四条の規定、法第百九十六条の規定、法第百九十七条の規定、法第百九十九条において準用する法第九十七条第二項、第九十七条の二第一項及び第二項、第九十八条第一項（第二号から第十一号までに係る部分に限る。）及び第三項から第九項まで、第一百五十五条の二、第一百十一条第一項及び第三項から第六項まで、第一百十二条並びに第一百四十四条から第百二十二条までの規定並びに法第二百四条第一項（改善計画の提出及び変更に係る部分に限る。）の規定とする。

改 正 案

現 行

第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に該当することにより同項に規定する有価証券報告書を提出しなければならない発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号並びに第三十条第三号及び第六号において同じ。）であつて、次に掲げる要件の全てを満たす者

イ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額（当該発行者が金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げる証券若しくは証書若しくは同令第二条の八に定めるもの又は金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる同令第一条の三の四に規定する債権の発行者である場合にあつては、その貸借対照表上の純資産額）が五億円未満であること又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各事業年度に係る損

第九条 法第二十四条の二第二号（法第十六条の二第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 金融商品取引法第二十四条第一項第三号又は第四号（これらの規定を同法第二十七条において準用する場合を含む。）に該当することにより有価証券報告書（同法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書をいう。）を提出しなければならない発行者（同法第二条第五項に規定する発行者をいう。次号並びに第三十条第三号及び第六号において同じ。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たす者

イ 最終事業年度に係る貸借対照表に資本金として計上した額（当該発行者が金融商品取引法第二条第二項の規定により有価証券とみなされる有価証券投資事業権利等（同法第二条第二号に規定する有価証券投資事業権利等をいう。）又は金融商品取引法施行令第一条第二号に掲げるものの若しくは同令第二条の八に定めるものの発行者である場合にあつては、その貸借対照表上の純資産額）が五億円未満であること又は最終事業年度に係る損益計算書による売上高（これに準ずるものとして内閣府令で定めるものを含む。以下この号において同じ。）の額若しくは直近三年間に終了した各事業年度に係る損

益計算書による売上高の額の合計額を三で除して得た額のうち  
いづれか大きい方の額が十億円未満であること。

二 口  
(略)

直近三年間に終了した各事業年度に係る損益計算書による売上  
高の額の合計額を三で除して得た額のうちいづれか大きい方の  
額が十億円未満であること。

二 口  
(略)

改 正 案

現 行

（人の生命又は身体を害する罪等）

第十二条 （略）

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一〇十 （略）

十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第一百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）、第一百九十七条の三又は第一百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第一百九十七条の三又は第一百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

一二〇四十六 （略）

（人の生命又は身体を害する罪等）

第十二条 （略）

2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一〇十 （略）

十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）、第一百九十七条の三又は第一百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

一二〇四十六 （略）

七 投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号）

改 正 案	現 行
（特定資産の範囲）	（特定資産の範囲）
第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。	第三条 法第二条第一項に規定する政令で定める資産は、次に掲げるものとする。
一 （略）	一 （略）
二 デリバティブ取引（暗号資産（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する暗号資産をいう。第十九条第五項第二号において同じ。）及び暗号資産関連金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百八十五条の二十二第一項第一号に規定する暗号資産関連金融指標をいう。第十号ハ及び第十九条第五項第二号において同じ。）に係るもの）を除く。第十号ハ及びニ、第一百十七条第四号並びに第一百二十五条第一項第二号において同じ。）に係る権利	二 デリバティブ取引に係る権利
三〇九 （略）	三〇九 （略）
十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利	十 商品投資等取引（次のイからニまでに掲げる取引をいう。以下同じ。）に係る権利
イ・ロ （略）	イ・ロ （略）
ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）の約定	ハ 当事者が元本として定めた金額について当事者の一方が相手方と取り決めた商品の価格若しくは商品指数（商品先物取引法第二条第二項に規定する商品指数をいう。以下同じ。）の約定

した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指數若しくは金融指標（金融商品取引法第二条第二十五項に規定する金融指標をい、暗号資産関連金融指標を除く。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引（デリバティブ取引並びにイ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

二 （略）

十一・十二 （略）

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等）

第十九条  
（略）

2～4  
（略）

5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 （略）

二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（暗号資産及び暗号資産関連金融指標に係るものを除く。）

三～七 （略）

した期間における変化率に基づいて金銭を支払い、相手方が当事者の一方と取り決めた商品の価格、商品指數若しくは金融指標（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十五項に規定する金融指標をいう。）の約定した期間における変化率に基づいて金銭を支払うことを相互に約する取引（これらの金銭の支払とあわせて当該元本として定めた金額に相当する金銭又は商品を授受することを約するものを含む。）又はこれに類似する取引（デリバティブ取引並びにイ及びロに掲げる取引に該当するものを除く。）

二 （略）

十一・十二 （略）

（利益相反のおそれがある場合の書面の交付を要する者等）

第十九条  
（略）

2～4  
（略）

5 法第十三条第一項第三号（法第五十四条第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 （略）

二 金融商品取引法第二条第二十二項に規定する店頭デリバティブ取引（暗号資産及び暗号資産関連金融指標に係るものを除く。）

三～七 （略）

八 証券取引法等の一部を改正する法律及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十九年政令第二百三十三号）

改 正 案	現 行
附 則	附 則
<p>第十六条　沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条及び第二十一条の規定により、金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、同法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2　前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号及び第三十八条の二を除く。）、第七款及び第八款の規定並びにこれらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>	<p>第十六条　沖縄振興開発金融公庫が、沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条及び第二十一条の規定により、新金融商品取引法第二条第八項各号に掲げる行為を行う場合には、当分の間、新金融商品取引法第二十九条の規定は、適用しない。</p> <p>2　前項の場合においては、沖縄振興開発金融公庫を金融商品取引業者とみなして、新金融商品取引法第三章第一節第五款並びに第二節第一款（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七及び第三十八条の二を除く。）、第六款及び第七款の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。</p>

九 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成二十年政令第二十号）

改 正 案	現 行
（金融機関等の特定業務）	（金融機関等の特定業務）
第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の各号に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。	第六条 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の各号に規定する政令で定める業務は、次の各号に掲げる特定事業者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める業務とする。
一～十三 （略）	一～十三 （略）
十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産交換業（次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「暗号資産交換業」という。）に係る業務	十四 法第二条第二項第三十一号に掲げる特定事業者 資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨交換業（次条第一項第一号レ及び第三項第二号において単に「仮想通貨交換業」という。）に係る業務
十五～十八 （略）	十五～十八 （略）
（金融機関等の特定取引）	（金融機関等の特定取引）
第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引	第七条 次の各号に掲げる法の規定に規定する政令で定める取引は、当該各号に定める取引（法第三条第三項に規定する犯罪収益移転危険度調査書に記載された当該取引による犯罪による収益の移転の危険性の程度を勘案して簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものを除く。以下この項において「対象取引」という。）及び対象取引以外の取引で、疑わしい取引（取引において收受する財産が犯罪による収益である疑い又は顧客等が取引

に~~関~~し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項  
次のいずれかに該当する取引

イヽカ  
(略)

ヨ 暗号資産の交換等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する暗号資産の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第七項第三号若しくは第四号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ 暗号資産の交換等であつて、当該暗号資産の交換等に係る暗号資産（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する暗号資産をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が十万円を超えるもの

レ 暗号資産交換業に関し管理する顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（暗号資産の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であつて、当該移

に~~関~~し組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）第十条の罪若しくは国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号）第六条の罪に当たる行為を行っている疑いがあると認められる取引をいう。第九条第一項及び第十三条第二項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものとする。

一 法別表第二条第二項第一号から第三十七号までに掲げる者の項  
次のいずれかに該当する取引

イヽカ  
(略)

ヨ 仮想通貨の交換等（資金決済に関する法律第二条第七項に規定する仮想通貨の交換等をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）を継続的に若しくは反復して行うこと又は同条第七項第二号に掲げる行為を行うことを内容とする契約の締結

タ 仮想通貨の交換等であつて、当該仮想通貨の交換等に係る仮想通貨（資金決済に関する法律第二条第五項に規定する仮想通貨をいう。レ及び第三項第二号において同じ。）の価額が二百万円を超えるもの

レ 仮想通貨交換業に関し管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為（仮想通貨の交換等に伴うものを除く。第三項第二号において同じ。）であつて、当該移

転に係る暗号資産の価額が十万円を超えるもの

ソ  
(略)

ツ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ツにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（暗号資産の交換等、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第三号において「現金等受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

ネ<sup>ル</sup>オ  
(略)

二<sup>ル</sup>六  
(略)

2  
(略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取

転に係る仮想通貨の価額が十万円を超えるもの

ソ  
(略)

ツ 現金、持参人払式小切手（小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五条第一項第三号に掲げる持参人払式として振り出された小切手又は同条第二項若しくは第三項の規定により持参人払式小切手とみなされる小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。）、自己宛小切手（同法第六条第三項の規定により自己宛に振り出された小切手をいい、同法第三十七条第一項に規定する線引がないものに限る。以下ツにおいて同じ。）又は無記名の公社債（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第九号に掲げる公社債をいう。）の本券若しくは利札の受払いをする取引（仮想通貨の交換等、本邦通貨と外国通貨の両替並びに旅行小切手の販売及び買取りを除く。第三項第三号において「現金等受払取引」という。）であつて、当該取引の金額が二百万円（現金の受払いをする取引で為替取引又は自己宛小切手の振出しを伴うものにあつては、十万円）を超えるもの

2  
(略)

二<sup>ル</sup>六  
(略)

3 特定事業者が同一の顧客等との間で二以上の次の各号に掲げる取引を同時に又は連続して行う場合において、当該二以上の取引が一回当たりの取引の金額を減少させるために一の当該各号に掲げる取

引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一 暗号資産の交換等

二 暗号資産交換業に~~関し~~管理する顧客等の暗号資産を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

三(六) (略)

引を分割したものの全部又は一部であることが一見して明らかであるものであるときは、当該二以上の取引を一の取引とみなして、第一項の規定を適用する。

一 仮想通貨の交換等

二 仮想通貨交換業に~~関し~~管理する顧客等の仮想通貨を当該顧客等の依頼に基づいて移転させる行為

三(六) (略)

十 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）

改 正 案

現 行

第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一～十 （略）

十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）若しくは第六号（同法第二百八十五条の二十三第一項に係る部分に限る。）、第一百九十七条の二第十三号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）、第一百九十七条の三又は第二百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

第五条 法第七条第二号ルの政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一～十 （略）

十一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第一百九十七条第一項第五号（同法第百五十八条に係る部分に限る。）、第一百九十七条の三又は第二百九十八条の三（同法第三十八条の二第一号八条の二第一号（同法第六十六条の十五において準用する場合を含む。）に係る部分に限る。）に規定する罪

十二～四十六 （略）

十二～四十六 （略）

十一 國際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する國際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行令  
(平成二十七年政令第三百五十六号)

改 正 案	現 行
<p>(金銭等に類する財産)</p> <p>第四条 法第九条第一号の政令で定める財産は、<u>暗号資産</u>（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する<u>暗号資産</u>をいう。）、前払式支払手段（資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他のろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第七条において同じ。）及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。第七条において同じ。）とする。</p>	<p>(金銭等に類する財産)</p> <p>第四条 法第九条第一号の政令で定める財産は、<u>仮想通貨</u>（資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第二条第五項に規定する<u>仮想通貨</u>をいう。）、前払式支払手段（資金決済に関する法律第三条第一項に規定する前払式支払手段をいう。）、手形（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項第十五号に掲げるものを除く。）、小切手（旅行小切手を含む。）、船舶（総トン数二十トン以上の船舶（端舟その他のろかいのみをもつて運転し、又は主としてろかいをもつて運転する舟を除く。）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）第二条に規定する小型船舶に限る。第七条において同じ。）及び航空機（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機（飛行機及び回転翼航空機に限る。）をいう。第七条において同じ。）とする。</p>

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次条並びに附則

第四条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

### （改正法施行日前における暗号資産交換業者の登録の申請）

第二条 改正法第一条の規定による改正後の資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号。以下この条及び次条において「新資金決済法」という。）第六十三条の二の登録を受けようとする者（暗号資産管理業務（改正法附則第二条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。附則第十一条第一項において同じ。）を行う者に限る。）は、改正法の施行の日（以下「改正法施行日」という。）前においても、新資金決済法第六十三条の三の規定の例により、その申請を行うことができる。

### （改正法附則第二条第三項の規定による新資金決済法の規定の読み替え）

第三条 改正法附則第二条第三項の規定により新資金決済法の規定を適用する場合においては、新資金決済

法第六十三条の九の二第二号中「暗号資産交換業者である旨及びその登録番号」とあるのは「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第二条第一項又は第二項の規定によりこれらの項に定める期間において暗号資産管理業務（同条第一項に規定する暗号資産管理業務をいう。第六十三条の十七第二項及び第六十三条の二十一において同じ。）を行うことができる者である旨」と、新資金決済法第六十三条の十七第二項中「第六十三条の二の登録を取り消す」とあるのは「暗号資産管理業務の全部の廃止を命ずる」と、新資金決済法第六十三条の二十一中「第六十三条の二の登録が取り消された」とあるのは「暗号資産管理業務の全部の廃止を命じられた」と、「前条第二項の規定により第六十三条の二の登録が効力を失つた」とあるのは「暗号資産管理業務の全部を廃止したことにより情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項及び第二項の規定の適用を受けないこととなつた」とする。

2 前項の規定により新資金決済法の規定を読み替えて適用する場合における改正法附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは「第六十三条の十七第一項若しくは

「第二項」と、同条第二項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは「第六十三条の十七第一項又は第二項」と、同条第四項中「第六十三条の十七第一項」とあるのは「第六十三条の十七第一項又は第二項」と、「者を同項」とあるのは「者を同条第一項又は第二項」と、「日を同項」とあるのは「日を新資金決済法第六十三条の十七第一項又は第二項」と、「同条」とあるのは「新資金決済法第六十三条の二」とする。

（改正法施行日前における金融商品取引業者の登録又は変更登録の申請）

第四条 改正法第二条の規定による改正後の金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号。以下「新金融商品取引法」という。）第二十九条の登録を受けようとする者（新金融商品取引業（改正法附則第十条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）は、改正法施行日前においても、新金融商品取引法第二十九条の二の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 新金融商品取引法第三十一条第四項の変更登録を受けようとする金融商品取引業者（改正法第二条の規定による改正前の金融商品取引法（附則第十一条第一項において「旧金融商品取引法」という。）第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいい、新金融商品取引法第二十九条の二第一項第八号又は第九号に規定する行為を業として行う者に限る。）は、改正法施行日前においても、新金融商品取引法第三十一条

第四項の規定の例により、その申請を行うことができる。

（新金融商品取引業者の特定投資家への告知義務に関する経過措置）

第五条 改正法附則第十条第一項の規定により新金融商品取引業を行うことができる者（附則第七条において「新金融商品取引業者」という。）は、改正法施行日以後、金融商品取引契約（新金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引契約をいう。）の申込みを特定投資家（新金融商品取引法第二条第三十一項に規定する特定投資家をいい、同項第四号に掲げる者に限る。）から受けた場合であつて、改正法施行日前に、当該特定投資家に対し、改正法施行日以後に当該特定投資家が新金融商品取引法第三十四条の二第一項の規定による申出ができる旨を新金融商品取引法第三十四条の規定の例により告知しているときは、当該特定投資家に対し、同条に規定する告知をしたものとみなす。

（改正法附則第十条第三項の規定による新金融商品取引法の規定の読み替え）

第六条 改正法附則第十条第三項の規定により新金融商品取引法の規定を適用する場合においては、新金融商品取引法第三十七条第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律

等の一部を改正する法律（令和元年法律第二十八号）附則第十条第一項又は第二項の規定によりこれらの項に定める期間において新金融商品取引業（同条第一項に規定する新金融商品取引業をいう。第三十七条の三第一項第二号、第五十二条第四項、第五十四条、第五十四条の二第一号及び第三号並びに第五十六条第一項において同じ。）を行うことができる者である旨」と、新金融商品取引法第三十七条の三第一項第二号中「金融商品取引業者等である旨及び当該金融商品取引業者等の登録番号」とあるのは「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律附則第十条第一項又は第二項の規定によりこれらの項に定める期間において新金融商品取引業を行うことができるとある旨」と、新金融商品取引法第五十二条第一項中「第三十条第一項の認可を取り消し、又は」とあるのは「又は」と、同条第四項中「登録を取り消す」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命ずる」と、新金融商品取引法第五十四条中「金融商品取引業等を行うことができることとなつた日から三月以内に業務を開始しないとき、又は引き続き」とあるのは「引き続き」と、「第二十九条又は第三十三条の二の登録を取り消す」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命ずる」と、新金融商品取引法第五十四条の二第一号中「又は第五十二条の二第一項の規定により第二十九条若しくは第三十三条の二の

登録若しくは第三十条第一項の認可を取り消し」とあるのは「の規定により新金融商品取引業の全部の廃止を命じ」と、同条第三号中「、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項又は前条」とあるのは「又は前条」と、「第二十九条又は第三十三条の二の登録を取り消した」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命じた」と、新金融商品取引法第五十六条第一項中「、第五十二条の二第一項、第五十三条第三項若しくは」とあるのは「若しくは」と、「第二十九条若しくは第三十三条の二の登録を取り消された」とあるのは「新金融商品取引業の全部の廃止を命じられた」とする。

2 前項の規定により新金融商品取引法の規定を読み替えて適用する場合における改正法附則第十条の規定の適用については、同条第一項中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項若しくは第四項若しくは第五十四条」と、同条第二項中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項若しくは第四項又は第五十四条」と、同条第四項中「第五十二条第一項」とあるのは「第五十二条第一項若しくは第四項又は第五十四条」と、「者を同項」とあるのは「者を金融商品取引法第五十二条第一項若しくは第四項又は第五十四条」と、「により金融商品取引法」とあるのは「により同法」と、「日を同項」とあるのは「日を同法第五十二条第一項若しくは第四項又は第五十四条」と、「同条」とあるのは「同法第二十九条

」とする。

(新金融商品取引業者の外務員の登録に関する経過措置)

第七条 新金融商品取引業者は、改正法施行日から起算して六月を経過する日までに新金融商品取引法第二十九条の登録の申請をした場合には、同条の登録を受ける前においても、同日までの間、新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請を行うことができる。

2 前項の規定により新金融商品取引業者が新金融商品取引法第六十四条第一項の登録の申請をした場合は、当該新金融商品取引業者が新金融商品取引法第二十九条の登録を受けた日以降当該申請について登録をする旨又は登録をしない旨の通知を受ける日までの間は、当該申請に係る外務員（同項に規定する外務員をいう。以下この項において同じ。）を当該新金融商品取引業者が新金融商品取引法第六十四条第一項の規定により登録を受けた外務員とみなして、新金融商品取引法（これに基づく命令を含む。）の規定（同条第五項及び第六項並びに新金融商品取引法第六十四条の六を除く。）を適用する。

(改正法施行日前における認定金融商品取引業協会の認定)

第八条 新金融商品取引法第七十八条第一項の規定による認定（新金融商品取引業に係るものに限る。）を

受けようとする者は、改正法施行日前においても、同項の規定の例により、その申請を行うことができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により申請があつた場合には、改正法施行日前においても、新金融商品取引法第七十八条第一項の規定の例により、認定をすることができる。この場合において、当該認定は、改正法施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

3 前項の規定により新金融商品取引法第七十八条第一項の規定の例による認定を受けた者は、改正法施行日前においても、新金融商品取引法第七十九条の三第一項の規定の例により、内閣総理大臣の認可を受けることができる。この場合において、当該認可は、改正法施行日において同項の規定によりされたものとみなす。

(金融商品の販売等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九条 改正法施行日前に改正法第三条の規定による改正後の金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第一百一号。以下この条において「新金融商品販売法」という。）第三条第一項に規定する重要事項について説明を要しない旨の顧客の意思の表明があつた場合（同項に規定する金融商品の販売が新金融商品取引法第二条第八項第一号に規定する商品関連市場デリバティブ取引及びその取次ぎのいずれでもない場

合に限る。）には、当該意思の表明を新金融商品販売法第三条第七項第二号に規定する顧客の意思の表明とみなして、新金融商品販売法の規定を適用する。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十条　この政令の施行の時において第六条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条

第二項（第十一号（新金融商品取引法第一百九十七条の二第十三号（新金融商品取引法第一百五十八条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の二第二項第三号に掲げる者に該当することとなる者に対する同法第十二条第一項第四号の規定による許可の取消し又は同法第十二条の三第一項第三号の規定による年少射撃資格の認定の取消しについては、なお従前の例による。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律の適用に関する経過措置）

第十二条　改正法附則第二十四条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号。以下この条において「新犯罪収益移転防止法」という。）第二条第二項に規定する特定事業者（新金融商品取引業、新登録金融機関業務（新金融商品取引法第三十三条の三第一項第六号イに

規定する登録金融機関業務をいい、旧金融商品取引法第三十三条の三第一項第六号イに規定する登録金融機関業務に該当するものを除く。）、新適格機関投資家等特例業務（新金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務をいい、旧金融商品取引法第六十三条第二項に規定する適格機関投資家等特例業務に該当するものを除く。）又は暗号資産管理業務を行う者に限る。以下この条において「新規特定事業者」という。）が、改正法施行日前の取引の際に新犯罪収益移転防止法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第一項に係る部分に限る。）の規定による確認に相当する確認（当該確認について新犯罪収益移転防止法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録の作成及び保存をしている場合におけるものに限る。以下この条において「相当確認」という。）を行っている顧客等（新犯罪収益移転防止法第二条第三項に規定する顧客等をいう。以下この条において同じ。）との間で行う改正法施行日以後の取引であつて、当該新規特定事業者が、新犯罪収益移転防止法第二十三条第二項の主務省令（以下この条において単に「主務省令」という。）で定めるところにより、当該顧客等が改正法施行日前の取引の際に相当確認を行っている顧客等であることを確かめる措置をとつたもの（当該取引の相手方が当該相当確認に係る顧客等又は代表者等（新犯罪収益移転防止法

第四条第六項に規定する代表者等をいう。以下この条において同じ。）になりすましている疑いがあるもの、当該相当確認が行われた際に当該相当確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引（第九条の規定による改正後の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（次項第一号において「新犯罪収益移転防止法施行令」という。）第七条第一項に規定する疑わしい取引をいう。次項において同じ。）その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）については、新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定は、適用しない。

2 次に掲げる取引（当該取引の相手方が改正法施行日前の取引の際に相当確認を行っている顧客等又は代表者等になりすましている疑いがあるもの、当該相当確認が行われた際に当該相当確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等（その代表者等が当該事項を偽っていた疑いがある顧客等を含む。）との間で行うもの、疑わしい取引その他の顧客管理を行う上で特別の注意を要するものとして主務省令で定めるものを除く。）については、新犯罪収益移転防止法第四条第一項の規定は、適用しない。

一 新犯罪収益移転防止法第二条第二項に規定する特定事業者（次号において「特定事業者」という。）

が新規特定事業者に委託して行う改正法施行日以後の新犯罪収益移転防止法施行令第七条第一項第一号に定める取引（当該新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に相当確認を行つてある顧客等との間で行うものに限る。）であつて、当該新規特定事業者が、主務省令で定めるところにより、当該顧客等が改正法施行日前の取引の際に相当確認を行つてある顧客等であることを確かめる措置をとつたもの

二　特定事業者が合併、事業譲渡その他これらに準ずるものにより新規特定事業者の事業を承継した場合における当該新規特定事業者が改正法施行日前の取引の際に相当確認を行つてある顧客等との間で行う改正法施行日以後の取引（当該新規特定事業者が当該特定事業者に対し当該相当確認について作成した新犯罪収益移転防止法第六条第一項に規定する確認記録に相当する記録を引き継ぎ、当該特定事業者が当該記録の保存をしている場合におけるものに限る。）であつて、当該特定事業者が、主務省令で定めることにより、当該顧客等が改正法施行日前の取引の際に相当確認を行つてある顧客等であることを確かめる措置をとつたもの

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十二条　この政令の施行の時において第十条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備

に関する特別措置法施行令第五条（第十一号（新金融商品取引法第百九十七条の二第十三号（新金融商品取引法第百五十八条に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定により海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七条第二号ルに掲げる者に該当することとなる者に対する同法第九条第一号の規定による確認の取消しについては、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。